

○中井町地域通貨事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、町が発行する地域通貨の流通を通して、町内における社会貢献活動を支援するとともに、町内経済の活性化を図ることを目的とする。

(地域通貨の定義)

第2条 地域通貨とは、町内においてのみ通用する通貨と同等の価値を持つ通貨をいう。

(地域通貨の交付事業)

第3条 町が地域通貨を交付する事業は、次のとおりとする。

- (1) 町が実施及び主催する事業
- (2) その他、町長が特に必要と認める事業

(地域通貨の交付を受けることができない者)

第4条 町が実施する事業に協力した個人であっても、個人が属する団体に対して町の補助金、交付金等が交付されており、その団体が自らの事業として行った場合は、地域通貨の交付を受けることができないものとする。

(地域通貨の単位等)

第5条 地域通貨の単位は「きら」とし、その価値は1きら1円とする。

(地域通貨の発行等)

第6条 地域通貨の発行及びその管理は町が行う。

- 2 地域通貨の種類は、500きら紙幣(第1号様式)の1種類とする。
- 3 地域通貨の有効期間は、その発行日から6月間とする。
- 4 地域通貨の購入を希望する者は、中井町地域通貨購入申込書(第2号様式)を町に提出し、当該代金を町に納入するものとする。
- 5 前項に規定する場合を除き、地域通貨は、紙幣と交換(釣銭を含む。)することができないものとする。

(地域通貨の使用範囲等)

第7条 地域通貨は、地域通貨取扱店（第9条の規定により町が地域通貨を取り扱う店舗として登録した店舗をいう。以下同じ。）においてのみ使用することができる。

2 ただし、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、地域通貨を使用することができないものとする。

(1) 国及び地方公共団体への支払い

(2) 次のいずれかに該当する取引の対価の支払い

ア 出資、有価証券の購入、債務の弁済等の消費に当たるもの

イ 商品券、ビール券、図書券、プリペイドカード、官製はがき、切手、収入印紙等の換金性があるもの

(地域通貨の取扱店舗)

第8条 地域通貨取扱店は、登録制とする。

(地域通貨取扱店の登録申請)

第9条 地域通貨取扱店の登録を希望する店舗の代表者（以下「申請者」という。）は、地域通貨取扱店登録申請書（第3号様式）により、町長に申請しなければならない。

(地域通貨取扱店の登録)

第10条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その登録を認めるときは、地域通貨取扱店登録決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するとともに、地域通貨取扱店を示す証票（第5号様式）を送付するものとする。

(地域通貨取扱店の遵守事項)

第11条 地域通貨取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 正当な理由なく地域通貨の使用を拒まないこと。

(2) 地域通貨の交換、譲渡及び売買を行わないこと。

(3) この要綱の規程及び地域通貨の発行目的に反する行為を行わないこと。

(地域通貨取扱店の登録取消)

第12条 町長は、地域通貨取扱店が前条に規定する事項に反する行為をした場合は、地域通貨取扱店の登録を取り消すことができる。

(地域通貨の換金)

第13条 地域通貨取扱店は、地域通貨を現金に換金する時は、地域通貨使用実績報告書兼請求書(第6号様式)に使用済みの地域通貨を添えて、町長へ提出するものとする。

2 地域通貨の現金への換金は、1月単位とし、地域通貨の使用があった月の翌月15日までに提出するものとする。ただし、1月の使用が2,500きり以下の場合は、数か月分をまとめて提出できる。

(地域通貨取扱店への支払い)

第14条 町長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、その内容に誤りが認められない場合は、速やかに換金しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、地域通貨事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年2月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年3月15日から施行する。

附 則

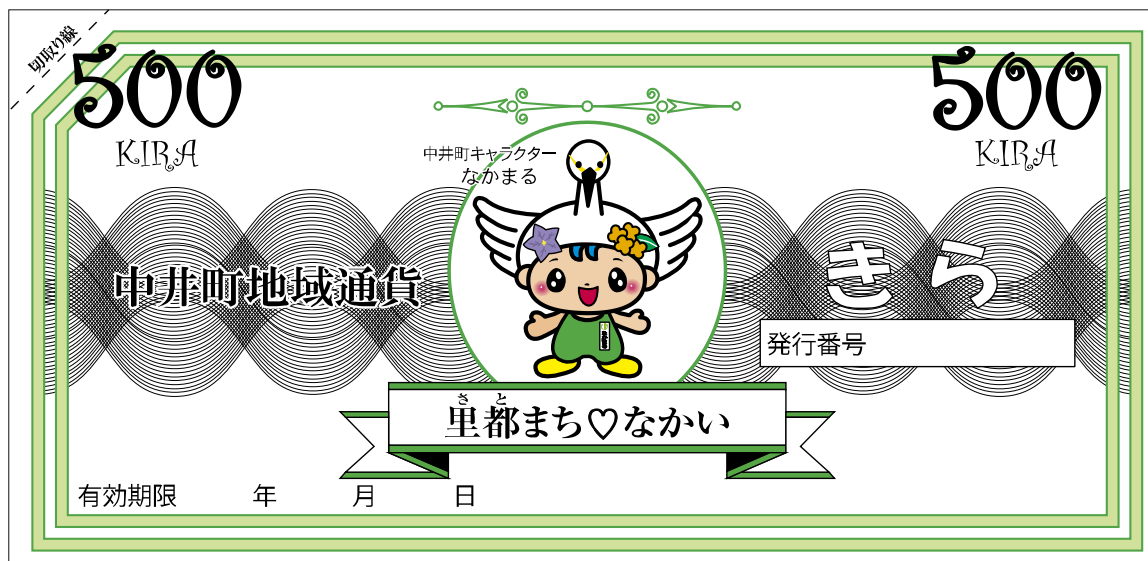
この規則は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月19日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

【表面】



【裏面】

ご利用上の注意事項

- 本券は、町で登録されている地域通貨取扱店でご利用になれます。
- 本券の有効期限は、発行日より6月間です。
- 本券は、現金との引き換え、国及び地方公共団体への支払い、出資、有価証券の購入、債務の弁済等には使用できません。
- 本券は、商品券、ビール券、図書券、プリペイドカード、官製はがき、切手、収入印紙等の購入には使用できません。
- 本券の盗難・紛失または滅失などに関しては、町は一切その責を負いません。
- 本券は、表面の切り取り線から切り取られますと、無効です。
- 本券利用の際、釣銭は返却しません。
- 取扱店の中には利用できない商品等がありますので、利用の際にご確認ください。

〔発行元〕 中井町 神奈川県足柄上郡中井町比奈窪56 ☎0465-81-1111(代)
〔問合せ〕 <http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

備考1 材質は、紙とし、寸法は、たて7.0センチメートル、よこ14.5センチメートルとする。

2 表面に発行番号、発行日欄及び有効期限を付す。

3 利用上の注意事項を記載する。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

中井町長

地域通貨購入申込書

中井町地域通貨事業実施要綱第6条の規定により、地域通貨の購入を申し込みます。

ふりがな 氏 名						
住 所	〒 ー					
電 話 番 号	()					
購入枚数 ①						枚
購入金額 ② (①×500円)			千			円
購入目的						

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

中井町長

〒 ー
住 所
代表者名
電話番号

印

地域通貨取扱店登録申請書

中井町地域通貨事業実施要綱第9条の規定により、地域通貨取扱店への登録を申請します。

事業所	名 称	
	所 在 地	〒 ー 中井町
	電 話 番 号	()
	ふりがな	
	代表者氏名	
指定振込先	金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 農協
	支 店 名	支店・支所・出張所
	口 座 番 号	普通 ・ 当座
	フリガナ	
	口座名義人	

第4号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

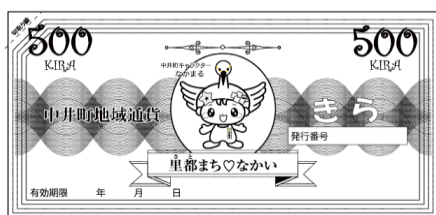
様


中井町長 印

地域通貨取扱店登録決定通知書

年 月 日付で登録申請のあった地域通貨取扱店への登録について、中井町地域通貨取扱店と決定したので通知します。

中井町地域通貨 「きら」取扱店



人がきらめく 
地域がきらめく 
きらめくまちを目指して

備考 材質は、紙とし、寸法は、A4サイズ以上とする。

第6号様式（第13条関係）

年 月 日

中井町長

地域通貨使用実績報告書兼請求書

〒 ー

住所

事業所名

代表者名

㊞

電話番号

中井町地域通貨事業実施要綱第13条の規定により、地域通貨の使用実績を報告するとともに、利用金額を請求します。

利用月	年 月から 月分
利用枚数及び 請求金額	枚×500円 = 請求金額 円 _____